

消費者トラブルから高齢者を守る！

貴金属等を中心に **押し買い(訪問購入)**が **規制**されるようになりました



事例

業者が突然家にやって来て「不用品を買い取る」と言うので、和服を見せた。しかし「この和服は値打ちがない。指輪や時計はないか」としつこく聞かれ、売るつもりはなかったがアクセサリーを何点か見せたところ「全部で5千円」と現金を渡された。強引だったので、怖くて断れなかった。

アドバイス

- ◇ 突然自宅を訪れ、貴金属等を強引に買い取っていく『押し買い』(訪問購入)のトラブルが多く問題となっていました。今年2月から法律が改正され、新たに規制されました。
- ◆ 飛び込みの勧誘や 買い取る物品の種類を明示しない勧誘、しつこい勧誘は**禁止**となりました。
- ◆ 契約の際、業者の連絡先や買取価格、クーリング・オフ等について記載された**書面の交付が義務付け**られました。
- ◆ クーリング・オフ制度が新たに適用され、書面を受け取ってから**8日間は契約の解除**ができます。
- ◆ クーリング・オフ期間中は**物品の引き渡しを拒む**ことができます。
- ◆ これらの規制に違反した業者は**業務停止命令や罰則等**の対象となります。

※ただし、一部規制の対象外があります。

(自動車、家具、大型家電、本・CD・DVD 等)

トラブルにあわないために！

- 売りたいくなければ、**きっぱりと断る**
- 契約しても、**すぐ渡さなくてよい**
- 困ったときは、**消費生活センターに相談を**



わからぬことは、
センターに
聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
平日 TEL 052-222-9671
土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分
(土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市 市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437